

2026年7月30日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

日本病院団体協議会

議長 神野 正博



一般社団法人国立大学病院長会議	会長	大鳥 精司
独立行政法人国立病院機構	理事長	新木 一弘
一般社団法人全国公私病院連盟	会長	中村 哲也
公益社団法人全国自治体病院協議会	会長	望月 泉
公益社団法人全日本病院協会	会長	神野 正博
独立行政法人地域医療機能推進機構	理事長	山本 修一
一般社団法人地域包括ケア推進病棟協会	会長	仲井 培雄
一般社団法人日本医療法人協会	会長	伊藤 伸一
一般社団法人日本社会医療法人協議会	会長	加納 繁照
一般社団法人日本私立医科大学協会	参与	小山 信彌
公益社団法人日本精神科病院協会	会長	山崎 學
一般社団法人日本病院会	会長	相澤 孝夫
一般社団法人日本慢性期医療協会	会長	橋本 康子
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会	会長	斉藤 正身
独立行政法人労働者健康安全機構	理事長	大西 洋英

新型コロナウイルス感染症治療薬の診療報酬上の取扱いに関する緊急要望書

2026年5月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡『令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について』等の廃止についてにより、新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例措置が完全に終了し、通常の診療報酬体系へ移行しました。

しかしながら、この見直しにより、新型コロナウイルス感染症治療薬が地域包括医療病棟や地域包括ケア病棟、ならびに精神科救急急性期医療入院料や精神療養病棟入院料及び認知症治療病棟入院料などの特定入院料（一部包括評価）の包括対象となったことで、医療現場、とりわけ高齢者の救急や在宅復帰、さらには身体合併症を有する精神救急を担う病棟において、深刻な影響が生じることが懸念されます。新型コロナウイルス感染症は現在も流行を繰り返しており、特に基礎疾患を有する高齢者や重症患者では、依然として重症化リスクが高い疾患です。

これらの病棟で院内クラスターが発生した場合、医療機関は患者の命を守るため、医学的適応に基づき高額な新型コロナウイルス抗ウイルス薬（患者1人あたり数万円～10万円程度）を多数名に投与せざるを得ません。現在制度では、これらの高額薬剤費がすべて包括対象となるため、必要な治療を行うほど医療機関の負担が増大し、病院経営に重大な影響を及ぼします。

医療機関が患者の生命を守るため適切な医療を提供すればするほど、経営負担が増加するという現状を放置することは、地域の救急・入院医療提供体制の維持を困難にするおそれがあります。

つきましては、高齢者や重症患者に対する適切な治療を確保するとともに、地域の救急・入院医療提供体制を維持するため、下記の事項について緊急に改善措置を講じていただきますよう、強く要望いたします。

記

1. 要望事項

包括払い病棟における高額な新型コロナウイルス治療薬の「出来高算定（包括範囲外）」への見直し

薬剤料が包括評価の対象となる入院料を算定する病棟において、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」等で重症化リスクが高いとされる患者に対し、新型コロナウイルス抗ウイルス薬（パキロビッド、ラゲブリオ、ゾコーバ等）を投与した場合に限り、当該薬剤料を包括評価の対象から除外し、出来高により算定できるよう見直すこと。

※対象となる入院料は別紙のとおり

2. 要望の背景・理由

（1）包括評価による負担が特定の病棟機能に偏在

地域包括医療病棟や地域包括ケア病棟、精神科に関わる特定入院料を担う病棟等は、高齢の救急患者や施設・在宅からの受け入れ、あるいは認知症等の精神症状を合併した身体リスクの高い高齢患者の治療を担うという性質上、入院患者の多くが新型コロナウイルス感染症の重症化リスク因子（高齢、多疾患併存、基礎疾患等）を有しています。そのため、抗ウイルス薬を投与する必要性が急性期一般病棟以上に高く、包括評価による経営的負担がこれらの病棟機能に偏在しています。

（2）医療機関の自助努力の限界

各医療機関では、日本感染症学会等のガイドラインに基づく適正使用基準の策定や、ゾーニングの徹底など、最大限の感染防止対策に努めています。しかし、新型コロナウイルス感染症は、一般社会では病原性が低下しつつある一方で感染力は依然として高く、高齢者病棟等でのクラスター発生を完全に防ぐことは困難です。ひとたび発生した場合の数百万円規模の薬剤費負担は、物価高騰や賃上げへの対応に苦慮する病院経営に極めて大きな影響を及ぼします。

（3）国民への医療提供への影響

現状のまま放置すれば、経営上の制約から重症化リスクの高い発熱患者や高齢者施設入所者の受け入れ、さらには救急搬送への対応にも影響を及ぼす恐れがあります。その結果、国民が必要なタイミングで適切な医療を受けられなくなるだけでなく、地域の救急・入院医療提供体制や地域包括ケアシステムの維持にも支障を来すことが懸念されます。

以上、地域医療の最前線で高齢者をはじめ重症化リスクの高い患者を守り続ける医療機関が、安心して適切な診療を提供できるよう、特段のご配慮と迅速な対応をお願い申し上げます。

以上

別紙

薬剤料が包括評価の対象となる入院料（対象となる包括払い病棟・入院料）

本要望における「薬剤料が包括評価の対象となる入院料」とは、以下の入院料等をいう。

1. 対象となる入院料

- 地域包括医療病棟入院料
- 地域包括ケア病棟入院料
- 回復期リハビリテーション病棟入院料
- 療養病棟入院基本料
- 障害者施設等入院基本料（注5に規定する特定入院基本料又は注6に規定する点数を算定する場合に限る。）
- 有床診療所療養病床入院基本料
- 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
- 特定一般病棟入院料
- 地域移行機能強化病棟入院料
- 特殊疾患病棟入院料
- 特殊疾患入院医療管理料
- 小児入院医療管理料
- 緩和ケア病棟入院料
- 精神科救急急性期医療入院料
- 精神科急性期治療病棟入院料（急性期病院精神病棟入院料を含む。）
- 精神科救急・合併症入院料
- 児童・思春期精神科入院医療管理料
- 精神療養病棟入院料
- 認知症治療病棟入院料

2. その他

上記のほか、新型コロナウイルス感染症に対する抗ウイルス薬の薬剤料が所定点数に包括される入院料を含む。